

会報

2012
1

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS

No.447

東日本大震災により被災された皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。
皆様の安全と被災地の日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。



口蹄疫消毒作業(1)



口蹄疫消毒作業(2)



鳥フル防疫作業(1)



鳥フル防疫作業(2)



鳥フル防疫作業(3)



鳥フル防疫作業(4)



鳥フル防疫作業(5)



鳥フル防疫作業(6)

実施支部：延岡地区建設業協会

防疫等作業	主な重機使用・人員 (延べ数)	口蹄疫	鳥インフルエンザ
埋却作業	バックホウ (台)	-	15
	ダンプ・キャリー (台)	-	2
	ユニック・アルミトラック (台)	-	14
	タイヤショベル (台)	-	2
	バルーンライト(照明器具) (台)	-	20
	オペレーター (名)	-	12
	作業員 (名)	-	28
消毒作業	消毒ポイント作業員 (名)	202	-

写真：延岡地区建設業協会 提供

22年度 宮崎県建設業協会

口蹄疫・鳥インフルエンザ防疫対策、新燃岳降灰清掃等作業

昨年より、未曾有の被害をもたらした災害について、本県の復興・再建に向けても忘れてはならないことである。その意味においても、建設業の防疫対策・降灰除去作業を振り返ることとしたい。

(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇年頭のご挨拶

社団法人 宮崎県建設業協会 会長	永 野 征四郎	1
宮崎県知事	河 野 俊 嗣	2
宮崎県議会 議長	外 山 三 博	3
宮崎県県土整備部長	児 玉 宏 紀	4
社団法人 全国建設業協会 会長	浅 沼 健 一	5

◇平成24年 1、2 月行事予定

◇県協会HP会員専用サイト掲載項目案内（12月分）

◇県協会

1. 第 9 回常務理事会を開催
2. 第 8 回県土整備部との意見交換会を開催！
3. 宮崎市からのお知らせ
4. 下請債権保全支援事業の拡充・延長について
5. 地域建設業経営強化融資制度の拡充・延長について

◇雇用改善コーナー

1. 3 年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金のご案内
2. 3 年以内既卒者トライアル雇用奨励金のご案内
3. 若年者等正規雇用化特別奨励金（拡充版）のご案内

◇協同組合

1. 事業のご案内

◇技士会

1. 平成24年度 1 級(学科)・2 級土木施工管理技術検定試験
受験準備講習会のご案内
2. 「監理技術者講習会」のお知らせ
3. 継続学習制度（CPDS）について

◇建退共

1. 宮崎県支部へ届出や申請が必要な場合について
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（11月分）

◇厚生年金基金

1. 事業概況（11月分）

◇建災防

1. 会員証明書と計画的な有資格者育成について
2. 平成24年度の各種技能講習の特徴について

◇火薬保安協会

1. 平成23年火薬類事故（速報）

◇保証会社

1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（11月分）について
2. 中間前金払制度のご案内

◇試験・研修等のご案内

1. 平成23年度 2 級建設業経理士に係る受験準備講座の開催案内
 2. 1・2 級建設業経理士「登録講習会」の開催について
-

新年のご挨拶



社団法人 宮崎県建設業協会
会 長 永 野 征四郎

明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、ご健勝にて清々しい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから皆様方の暖かいご指導、ご協力を賜り、当建設業協会の業務運営も円滑に推進することができました。

ここに改めて深くお礼を申し上げます。

さて、昨年は、千年に一度とも言われているマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が3月11日に発生し、それに伴って発生した津波、及びその後の余震により引き起こされた東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらしました。

被災された皆様に対してここに改めて衷心よりお見舞い申し上げます。

この大震災により現在も復旧・復興が行われていますが、建設業が第一線で活躍していることは言うまでもなく、高速道路などインフラ整備が、東日本大震災の被害を和らげたことも事実であります。

また、未曾有の東日本大震災によって表に出ませんが、本県は、口蹄疫に引き続き、昨年1月21日鳥インフルエンザの発生、1月26日には新燃岳が噴火し、火山灰により農作物などに被害をもたらし、現在も予断を許さない状況が続いております。

この復旧に関しても、都城地区協会を中心に小

林・日南・串間市協会が、地域住民が安全で安心して暮らせるよう降灰除去作業を行い、また、都城・小林地区協会においては、土石流の発生等、今後のために、雲仙普賢岳噴火により防災活動を実施している長崎県への研修を通して防災に対する組織対応強化を図っております。

我々のこの働きは、地域の安全・安心を守ろうという使命感・責任感からきているものであり、そのご労苦に対しまして、改めて心より感謝と敬意を表します。

このように、県民の安全・安心な暮らしの確保や老朽化する社会資本の維持・補修等のインフラ整備の担い手である我々業界の果たすべき役割は多岐にわたっており、今後も極めて重要な産業として、地域社会からの信頼に応えるために、今後変わらぬスタンスで、これまで以上に地域に根差した活動を推進してまいり所存でございますので、引き続き、皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、年頭に当たり、皆様方ますますのご多幸とご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。



新年を迎えて



宮崎県知事 河野 俊 嗣

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は、東日本大震災をはじめ大規模災害が相次ぎ、我が国の危機管理や資源・エネルギー政策の在り方が根本から問われることとなりました。

さらに、世界的な金融危機やT P P等の国際・経済問題など国家の根幹に関わる数々の問題が顕在化しました。

また、地方を取り巻く環境は、少子高齢・人口減少の本格化や厳しい財政事情等により大きく変化してきているうえ、本県には、口蹄疫等からの再生・復興をはじめ、経済・雇用対策、中山間地域対策、子育て・医療対策など重要課題が山積しております。

このため、私は、本県の置かれている現状を的確に把握し、明日の宮崎の礎を確固たるものにするため、昨年3月、今後の県政運営の指針となる新たな総合計画（未来みやざき創造プラン）を策定し、さらに6月には今後4年間の行動計画としてアクションプランを作成して、新しい宮崎づくりをスタートさせたところです。

本年は、これらを軌道に乗せ、より力強い取組とするための第2ステージとなる大変重要な年であると考えております。

そこで、県では、施策の3つの柱として、地域経済の活性化に向けた「産業・雇用づくり」、地域の連携や交流の促進による「安全・安心なくらしづくり」、そして、地域の絆を強化し、地域活

力の向上を図るための「地域を支える人財づくり」を掲げ、県民の総力を結集して重点的に展開することとしております。

中でも、建設産業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応などに大きな役割を果たすとともに、地域経済と雇用を支える重要な産業であり、その健全な発展を図ることは重要な課題であると認識しています。

一方、建設投資の大幅な減少等による競争性の高まりに加え、長期に渡る景気の低迷によりまして、建設産業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。

このため、県といたしましては、技術と経営に優れた地域の企業が伸びていける環境づくりを進めているところであり、建設産業の実情を踏まえ、引き続ききめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、皆様の声に真摯に耳を傾け、皆様の先頭に立って、本県が抱える課題の解決に向け、そして、確かな未来を築くために全力を尽くしてまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、新しい年が、皆様にとりまして希望に満ちた明るい年となりますよう心からお祈り申し上げます。年頭のごあいさつといたします。

新年あいさつ



宮崎県議会

議長 外山 三 博

新年あけましておめでとうございます。

社団法人宮崎県建設業協会の皆様におかれましては、清々しい新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

皆様方には、日ごろから、社会資本や生活環境の整備を通じ、地域経済の発展に多大なご尽力をいただいております。深く感謝申し上げます。

また、昨年は、東日本大震災が発生し、各地に甚大な被害をもたらしましたが、その復旧作業に全力で取り組んでいただいている建設業の皆様方に重ねて感謝申し上げます。このような災害時に必要とされ、頼りにされるのは、まさに皆様方であり、その重要性を改めて認識し、心強く感じた次第であります。

さて、我が国の経済は、東日本大震災や急激な円高の影響などにより、依然として厳しい状況が続いております。これに加えて、本県においては、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳噴火という一連の災害により、地域経済が大きな打撃を受けておりますが、とりわけ建設業界は、長引く景気の低迷や公共事業の縮減などもあり、大変厳しいものとなっております。

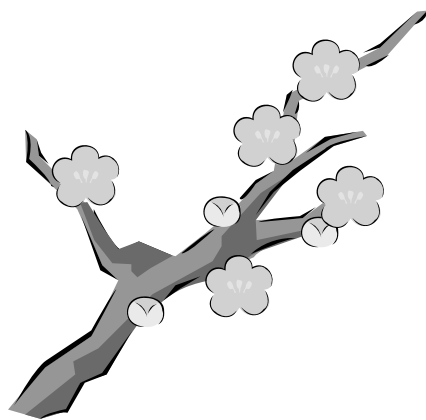
しかしながら、申し上げるまでもなく、建設業は本県の経済・雇用を支える重要な基幹産業であり、県内産業の牽引役として大切な役割が期待されております。

皆様方には、今後とも業界の着実な発展、ひい

ては本県の発展に、なお一層のご尽力を賜りますよう心からお願いいたします。

県議会といたしましても、景気・雇用対策をはじめ、真に必要な社会資本整備や建設産業の振興などに、引き続き全力で取り組んでまいり所存であります。

終わりに、貴協会の今後ますますのご発展と皆様方の今年一年のご健勝、ご多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。



新年を迎えて



宮崎県県土整備部長 児 玉 宏 紀

新年あけましておめでとうございます。

社団法人宮崎県建設業協会の会員の皆様方におかれましては、日ごろから県土整備行政に対し格別の御理解をいただき、公共事業の執行はもとより、県勢発展のために多大な御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

去年は、東日本大震災をはじめ大規模災害が相次ぎ、我が国の危機管理や防災対策の在り方が根本から問われることとなりました。

本県におきましても、一昨年の口蹄疫に続き、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火と、かつて経験したことのない災害が連続して発生し、これらの緊急対応や復旧作業などを通じまして、建設業者の皆様の果たす役割の大きさを改めて痛感したところであり、深く感謝申し上げる次第であります。

さて、県では、県民の皆様の「安全で安心な暮らし」を確保し、「経済・交流を支える基盤」、「快適で人に優しい生活空間」となる県土づくりを目指して、整備が遅れている道路、河川、港湾等の県民共通の社会基盤の着実な整備を図っているところであります。

しかしながら、世界的な経済不安の中、我が国の景気・雇用情勢は依然として厳しく、先行きが極めて不透明な状況にあり、中でも、建設産業を取り巻く環境は、近年の建設投資の大幅な減少による競争性の高まりなどから、大変厳しい状況が続いております。

このため、県では建設産業対策として、経営相談窓口での助言や、新分野進出等の経営基盤の強化を図る業者の支援に取り組むほか、公共事業予算の確保や速やかな発注に努めるとともに、入札制度につきましても、地元の建設業者が受注しやすい本県独自の「地域企業育成型」をはじめとする総合評価落札方式の拡充など、幅広く意見を伺いながら、必要な見直しや改善を図っているところであります。

今後とも、社会資本の着実な整備を進めるとともに、技術と経営に優れ、地域に根ざした建設業者が伸びていける環境づくりなど、引き続き建設産業の健全な発展につながる諸施策の推進に取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭に当たり、本県建設産業のますますの発展と皆様方の御健勝、御発展を祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。



年 頭 所 感



社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一

平成24年の新年を迎え、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。平素は本会の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、改めて厚く御礼を申し上げます。

昨年は、東日本大震災、集中豪雨および台風被害など、日本が「災害列島」であることを強く認識させられた1年でした。大変多くの方々がお亡くなりになり罹災されましたこと、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。これらの被災地で、地域の建設企業は、使命感を持って復旧・復興にあたっております。特に大震災の発生直後は、昼夜を問わず自衛隊の先導を務め、がれきの撤去や道路の啓開作業に従事しました。これらのご苦勞と責任感に対し、心からお礼と感謝を申し上げます。

震災以後、私が全国の各都道府県協会の皆様と接する中で、大変強く感じましたことは、「地域の安心・安全を守るのは自分達だ」という気概です。本年は復興事業が本格化しますが、本会としては、復興においても、全国防災においても、大手企業から地元の中堅・中小企業まで全国2万社以上の会員により構成される組織特性を活かし、それぞれが自分たちの得意分野で最大限の力を発揮し、100年後の国民に誇れるような復興と国土づくりを目指したいと考えております。

そのため政府に対しては、「国民が安全・安心して暮らせる社会基盤の構築」に向け、「地域の実情や災害対応に配慮した国土保全ビジョン」を早期に策定し、「早急な社会資本整備の推進」に着実に取り組んでいただきたいと望んでおります。本会としても、最大限の努力をしていきたいと考えております。

本年は、米国、韓国、台湾、ロシア等では選挙、

中国では指導者交代が行われ、大きな転換が予測されます。ユーロ危機、米国の二番底懸念、中国、新興国の状況を考えますと、デフレ、円高、原発問題など、依然として不透明感は払拭出来ませんが、遅れていた大震災の復旧・復興などを契機に、日本が久々に機関車役を担わなくてはなりません。我々建設業に携わるものとしては、どんなに厳しい状況であっても、社会資本整備を行うことにより、国民の安全・安心を確保し、地域経済と雇用を維持する建設業界の責務を果たし続けなくてはなりません。

本会としては、地域社会に不可欠な建設企業が活力を回復し、その責務を持続的に果たすことができるよう、次代を担う人材の確保・育成と技術の継承への取り組みを行うとともに、昨年国土交通省から示された「建設産業の再生と発展のための方策2011」の早期具体化に向け、協力および提言を行って参ります。

また、我々建設業は、国民・社会に対し、社会資本整備の重要性とそれを担う建設業の役割を正しく認識していただくことも重要です。そのため「国民から“ありがとう”と感謝され、働く人々が自らを誇れる建設業界」を目指し、コンプライアンスの徹底はもちろんのこと、CSRへの取り組みや戦略的広報活動などの事業活動を一層強化して参る所存です。

最後に、建設業界がより良い業界となりますよう、各都道府県協会並びに関係各位の皆様方のご協力を心よりお願い申し上げますとともに、平成24年が我が国の活力ある再生に向け、充実した輝かしい年でありますよう祈念いたしまして年頭のご挨拶といたします。

平成24年 1 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	㊥	元旦	元旦	元旦
2	㊦			
3	火			
4	水	仕事始め	仕事始め	仕事始め
5	木			
6	金	仕事始め式 宮崎県建設業協会官公庁挨拶回り	仕事始め式 小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（7日まで清武）	仕事始め式
7	土			
8	㊥			
9	㊦	成人の日	成人の日	成人の日
10	火			
11	水			
12	木		車両系建設機械（整地・掘削） 運転技能講習（13日まで清武）	
13	金	全国技士会CPD評議会（東京）		
14	土			
15	㊥			
16	月		基金納入告知書発送	
17	火	宮崎県建設業協会常務理事会並びに 県土整備部との意見交換会	足場組立て等作業主任者技能講習 （18日まで清武）	
18	水	情報化施工と積算に関するセミナー （高千穂）	基金企業年金連合会資産運用二次 研修（東京）	
19	木			
20	金	情報化施工と積算に関するセミナー （都城）	不整地運搬車運転技能講習（22日 まで清武）	
21	土			
22	㊥			
23	月	宮崎県建設業協会平成23年度2級建設 業経理士受験準備講習会（25日まで 建設会館）		
24	火			
25	水			
26	木	全国建設業協会正・副会長会議、理 事会、評議員会、新春懇談会（東京）		
27	金	全国建設産業団体連合会正・副会長 会議（東京） 建設産業人材確保・育成推進協議会 全国担当者会議（東京）		
28	土			
29	㊥			
30	月			
31	火			

平成24年 2 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	水			
2	木			
3	金		高所作業車運転技能講習(5日まで清武)	
4	土			
5	⑩			
6	月			
7	火		基金三役会議	
8	水	監理技術者講習		
9	木	2級建設業経理士「登録講習会」	建災防九州ブロック事務局長会議（佐賀）	
10	金			
11	⑪	建国記念日	建国記念日	建国記念日
12	⑫			
13	月			
14	火			
15	水	九州建設業協会第2回建築委員会（福岡）		
16	木	九州建設業協会第2回土木委員会（福岡）	基金納入告知書発送 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（17日まで清武）	火災九州ブロック協議会（宮崎）
17	金			
18	土			
19	⑬			
20	月		基金資産運用検討委員会	
21	火			
22	水			
23	木	全国建設業協会正・副会長会議並びに理事会（東京）		
24	金	県議会2月定例会開会（3/22日閉会）	建災防全国事務局長会議（東京） 車両系建設機械（解体用）運転技能講習（清武）	
25	土			
26	⑭			
27	月	1級建設業経理士「登録講習会」		
28	火			
29	水			

県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内(23.12月分)

【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	平成23年度 1・2級建設業経理士「登録講習会」の開催案内	宮崎県建設業協会	PDF
2	平成23年度 2級建設業経理士「受験準備講習会」の開催案内	宮崎県建設業協会	PDF

宮崎県建設業協会

1. 第9回 常務理事会を開催

1 平成23年12月13日(火)午後1時30分、県建設会館2階「委員会室」において開催した。

開会に当たり永野会長から「今年1年間を振り返り、1月21日鳥インフルエンザ、1月26日新燃岳噴火による降灰対策等昨年からのトリプル災害、3月11日発生した未曾有の東日本大震災、台風12号・15号が日本列島を襲い、また、臨時国会も12月9日閉会、第3次補正予算が通過したところであるが、スピーディな対応ができていない。次年度予算国交省105%で要求しているがどうなるか予断を許さない状況である」と挨拶があり、引き続き、永野会長が議長となって議事進行を行なった。

議題については次のとおり。

議題1 地域貢献・大規模災害時の協力体制の評価について

事務局より、本会が、宮崎県と締結している大規模災害時における協定について、管内支援とは別に広域的な支援の体制を整備しているが、その組織体制を、県が総合評価落札方式(特別簡易型・簡易型)において評価する素案を、このあと開催される意見交換会で提示があるとの情報を報告した。併せて、事務局より、その際、格付けがA以上の会員が対象となるが、広域体制は本会会員で整備しているため、体制に入っていない地区限りの会員は評価されないことになること、また、この評価は地域企業育成型には反映されていないことを報告した。

議題2 県議会自民党会派への寄付について

議長より、県議会自民党会派への寄付について提案したところ、前回一致で承認された。なお、時期については年度内、金額については、正・副会長に一任することです承された。

また、10月に開催した県議会との意見交換会について、近いうちにブロック代表議員10名程度との意見交換会を計画することです承された。

議題3 官公庁新年あいさつ回りについて

事務局より、1月6日に正・副会長において、従来どおり実施することを報告した。

その他 役員より労務単価について経調・物調へ先月訪問した報告があり、本年度、本会で講習会を全県的に実施し、来年の単価がどうなるか分からないが、基本的に、調査方法事態を本格的に変更しないとどうにもならず、引き続き、国へ要望しなければならぬと報告した。

最後に、1月17日に役員会を開催するが、その日時に併せ、4団体との協定書締結式を実施する旨報告し、正・副会長で対応することとなった。

情報提供

1. TPPを巡る状況について 2. 平成23年度地域懇談会・ブロック会議の取り纏めについて
3. 全建の要望書「社会資本整備の着実な推進について」 4. 中山間地域における建設労働者の雇用のあり方に関する研究について 5. 県民運動「ふるさと“みやざき”応援運動」について
以上、すべての議題を協議し、終了した。



永野会長挨拶



常務理事会

2. 第8回県土整備部との意見交換会を開催！

常務理事会に引き続き5階「会議室」において、15:00から16:30まで県土整備部との意見交換会を開催した。

◇県土整備部出席者

濱田次長(道路・河川・港湾担当)

管 理 課：江藤課長、奥課長補佐、
河野主幹、串間主幹、宮田主査

技術企画課：満留課長、馴松課長補佐、森主幹
奥松主幹、梅下主幹、日高主査

(1) 県からの情報提供（総合評価落札方式の見直し予定案について）

- ① 工事成績・平均受注額における年度移行措置の設定について
- 毎年度当初期間（4月及び5月）における総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）の円滑な入札執行ができるように、企業の「工事成績平均点」及び「平均受注額」について、広告日が4月及び5月に属する工事に限り、前々年度から5か年度前までの期間の当該データを使用する年度移行措置を定める。
 - 例えば
 - ・ 平成24年3月31日までは、平成18年度～平成22年度の5か年度が対象
 - ・ 平成24年の4月と5月は、平成18年度～平成22年度の5か年度が対象
 - ・ 平成24年6月1日以降は、平成19年度～平成23年度の5か年度が対象なお、平成25年度以降も同様な取扱。
- ② P C 橋梁上部（ポステン）工事シートの新設について
- 土木一式工事シートから分離してP C 橋梁上部（ポステン）工事シートを新設。
- K 値は別途算出し、平成24年6月1日以降の入札公告から適用予定。



永野会長挨拶



濱田次長挨拶

(2) 意見交換会テーマ

- ① 「地域貢献・災害時の協力体制」評価基準の細分化について
- 総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）の地域貢献・災害時の協力体制について、現行の3段階評価から、5段階評価への細分化した素案の説明。
- 本会が、通常の管内応援体制とは別に、広域的に渡って大規模な災害が発生した時の応援体制を整備していることに対する評価となる。
- ② 地産地消等に関する評価項目の設定について
- 県内企業への発注状況、県内下請負人の契約状況、建設資材の県内業者からの調達状況についての20年度から22年度の件数ベースによる発注率、契約率を提示。
- その上で、上述に対する取組状況等について説明。
- ③ 災害シートに代わる評価シートの設定について
- 現行の総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）においては、通常の評価シートとは別に、災害工事が起こった場合のシートを設置・活用しているが、地域精通度の評価も通常より高く設定していることから、本年度も経済対策の一環として活用している。
- このことについて、災害工事シートは災害が起こった場合に活用するシートであり、そのシートを通常の工事に当てはめて発注することへの懸念、地域精通度が高いため一般競争入札の観点から、通常シートと災害工事シートの中間的なシートを設定したい考えがあることを口頭で説明した。
- 本会からは、シートの設定名の変更については、意見はなく賛同的であったが、地域精通度が若干低めに設定されることに対しては、反対的な意見であった。
- また、災害シートに対して、V E 提案とK 値の評価項目を削除していただきたいとの意見があった。
- ④ 施工実績等の件数評価の細分化について
- 現行の総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）の企業と配置予定技術者の施工実績の評価については3段階評価で設定しているが、5件満点の場合、1件・3件・5件以上の評価となっており、1件と2件、3件と4件が同等評価である。
- このことについて、1件の重みを考慮し、細分化する案を説明し、本会としても賛同した。
- ⑤ 技術申請書の事後審査方式の試行導入について
- 入札業務の簡素化等から、自己申告による簡易的なペーパーで落札予定者の決定を行う2段階の事後審査方式の構想について説明があり、本会からは大方賛同的であった。



意見交換会

(3) その他

- ① 工事看板の金額表示削除について
- 工事看板の金額表示の削除については、もともと一般県民からの意見で表示するようになったが、落札金額だけの表示であり本来の開示とはいえないので、今後検討すること。
- ② 総合評価における特定 J V の V E 提案評価について
- 総合評価における特定 J V の V E 提案評価について、どの工事に対しても評価するのは如何なものかという意見に対して、評価は過去 J V 3 件（3 J V × 3 件 = 9 社）、単体企業 6 件あり、今後注視していきたいとの回答に留まった。

3. 宮崎市からのお知らせ

宅地(保留地)販売のご案内

宮崎市施行の土地区画整理事業地区内の保留地(宅地)を随時販売しています。

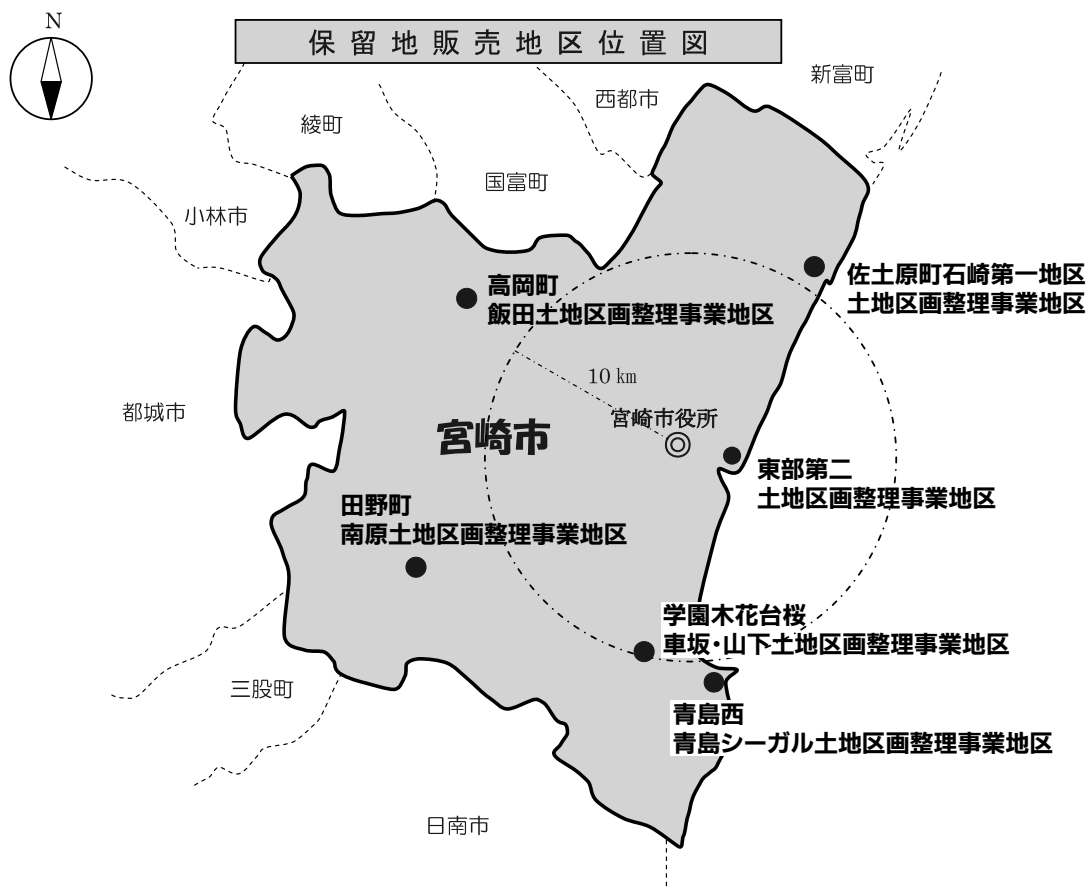
【お申込み受付】○随 時

受付は土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分です。

【物件の概要】○所 在 裏面に掲載しています(全29画地)

○面 積 114.51㎡ ~ 5,499.30㎡

○価 格 317万円 ~ 17,102万円



【お問い合わせ・申込みなど詳細は下記までお願いします】

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

宮崎市 都市整備部 区画整理課 管理係(宮崎市役所第2庁舎8階)

同課 区画整理第一係(東部第二土地区画整理事務所)

同課 区画整理第二係(佐土原総合支所3階)

同課 区画整理第三係(田野総合支所3階)

同課 区画整理第四係(高岡総合支所2階)

同課 区画整理第五係(清武総合支所2階)

TEL (0985) 21-1893

TEL (0985) 38-5441

TEL (0985) 73-1495

TEL (0985) 86-1495

TEL (0985) 82-1184

TEL (0985) 85-1124

市ホームページ(<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>)にも掲載しています。

「保留地」で検索してください。

○保留地の位置・地積・処分価格等

〔事業完了地区〕

	保留地 番 号	土地の所在	面 積		処分価格	用途地域
			(㎡)	(坪)	(円)	
青島西	18	青島西一丁目15番	1,358.35	410	45,640,000	近隣商業地域
	20	青島西二丁目1番	5,499.30	1,663	171,020,000	近隣商業地域
	27	青島西二丁目17番3	216.54	65	4,760,000	第二種住居地域
学園木花台桜	43	学園木花台桜二丁目32番15	421.21	127	14,780,000	第二種住居地域
	65	学園木花台桜二丁目4番10	404.91	122	15,180,000	第二種住居地域
	84	学園木花台桜二丁目24番2	392.92	118	14,380,000	第二種中高層住居専用地域
	94	学園木花台桜二丁目23番2	310.19	93	10,670,000	第二種中高層住居専用地域
	95	学園木花台桜二丁目20番5	249.33	75	8,920,000	第二種中高層住居専用地域
	98	学園木花台桜二丁目21番11	241.35	73	8,920,000	第二種中高層住居専用地域
佐土原町石崎	A4	佐土原町石崎二丁目1番1	299.45	90	11,220,000	第一種住居地域
	A11	佐土原町石崎一丁目7番3	222.75	67	7,190,000	第二種低層住居専用地域
	A12	佐土原町石崎一丁目7番2	224.74	67	7,250,000	第二種低層住居専用地域
	A16	佐土原町石崎一丁目10番11	312.99	94	11,580,000	第一種住居地域
	B42	佐土原町石崎一丁目6番1	114.51	34	3,170,000	第二種低層住居専用地域

〔事業施行中地区〕

	保留地 番 号	街区番号	画地番号	面 積		処分価格	用途地域
				(㎡)	(坪)	(円)	
東部第二	11	35	7	470.19	142	27,080,000	第二種住居地域・準工業地域・第一種住居地域
	14	39	8	522.38	158	41,000,000	第二種住居地域
田野町南原	112	29	2	173.44	52	3,740,000	第一種中高層住居専用地域
	113	30	17	270.22	81	5,890,000	第一種中高層住居専用地域
	114	31	4	165.29	50	3,650,000	第一種中高層住居専用地域
	117	43-1	11	402.99	121	12,530,000	第一種住居地域
	122	1	19	220.31	66	6,710,000	近隣商業地域
	124	11	6	145.51	44	4,350,000	近隣商業地域
	126	20	17	172.90	52	3,950,000	第一種住居地域
高岡町飯田	10	17	1	331.24	100	7,680,000	第二種中高層住居専用地域
	17	2	4-2	234.57	70	5,550,000	第二種中高層住居専用地域
	24	14	3-2	317.82	96	7,530,000	第二種中高層住居専用地域
	26	17	5	566.31	171	14,100,000	第二種中高層住居専用地域
	27	52	1	450.00	136	8,460,000	第二種中高層住居専用地域
	33	56	8	188.94	57	4,490,000	第二種中高層住居専用地域

※ 掲載内容は平成23年12月1日現在のものです。

※ 坪数はおおよその数字です。

※ 建物の建築には「法令等に基づく制限」以外に建築制限・建築業者指定などの条件はありません。

※ 不動産仲介手数料・登記の際の手数料などは不要です。

※ 宅地ごとに案内板を設置しています。

4. 下請債権保全支援事業の拡充・延長について

下請債権保全支援事業の拡充・延長

平成22年度補正予算



保証の対象となる元請建設企業に係る要件の緩和、下請契約締結時から保証を受けることができる新たな保証方式(保証枠方式)の導入など内容を拡充。事業期間を平成23年度末まで延長。

主な拡充内容

●元請建設企業に係る要件の緩和

(改正前)保証を開始する年度又は前年度に公共工事の受注実績があること。

(改正後)上記公共工事の受注実績があること、又は、

保証を開始する日において有効な経営事項審査(※)を受けていること。

(※)保証開始日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に受審していること。

●保証枠方式の導入

(改正前)下請建設企業等が手形等を受け取ったときから、当該手形等に係る債権について、保証を受けることが可能

(改正後)上記既存の保証方式に加え、下請契約を締結した時から、当該下請契約に

基づく工事請負金額の範囲内の債権について、保証を受けることが可能(※)

(※)既存の保証方式により保証を受けられない場合(債権額を確認できない場合)に保証枠方式の対象となる。

●元請・下請に係る保証限度額の引上げ

保証ファクタリング事業者ごとの元請・下請1社当たりの保証限度額は、

(改正前)元請建設企業 5億円 ・ 下請建設企業等 3億円又は6億円

(改正後)元請建設企業 6億円 ・ 下請建設企業等 6億円

事業期間の延長

●保証を開始する期限は、平成24年3月31日までとする。

5. 地域建設業経営強化融資制度の拡充・延長について

地域建設業経営強化融資制度の拡充・延長

平成22年度補正予算



融資の対象工事に公益的民間工事を追加。事業期間を平成23年度末まで延長。

主な拡充内容

●融資の対象となる工事の追加

(改正前)公共工事(※)

(※)経営事項審査の対象となる工事、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する公共工事 等

(改正後)公共工事に加え、病院、福祉施設、PFI等の社会全体の効用を高める施設に関する民間工事(※1)を対象とする(※2)。

(※1)公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事 等
(上記の公共工事に該当するものを除く)

(※2)発注者は、工事の出来高が、前払がなされた金額以上に到達したと認められる日以降に債権譲渡の承諾を行うものとする(前払制度を導入している場合)。

●制度の一層円滑な運用を図るため、債権譲渡契約証書様式の一部を改める。

事業期間の延長

●融資を開始する期限は、平成24年3月31日までとする。

雇用改善コーナー

事業主の皆様へ

大学等の既卒者を正規雇用する事業主の皆様を支援します！

新卒枠での
既卒者採用！

3年以内既卒者（新卒扱い） 採用拡大奨励金 のご案内

卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワーク（注）に提出してください。

3年以内既卒者を正規雇用した事業主の方に奨励金を支給します。

※ 当奨励金は、平成23年度までの時限措置です。

正規雇用での雇入れから6カ月経過後に100万円を支給

どんな人を雇い入れると奨励金が支給されるか

大学等を卒業後3年以内の既卒者で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者であり、1年以上継続して同一事業主の下で正規雇用された経験がない人。

- ※ 大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。
- ※ ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている者で、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた者が対象となります。
- ※ 平成23年度においては、平成21年3月以降に大学等を卒業した者が対象となります。

奨励金の支給対象となる事業主

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な大学等求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により、卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主。

- ※ 正規雇用として雇い入れるとは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者は除く）として雇用する場合」を指します。

奨励金支給額

正規雇用での雇入れから6カ月定着した場合に、100万円を支給

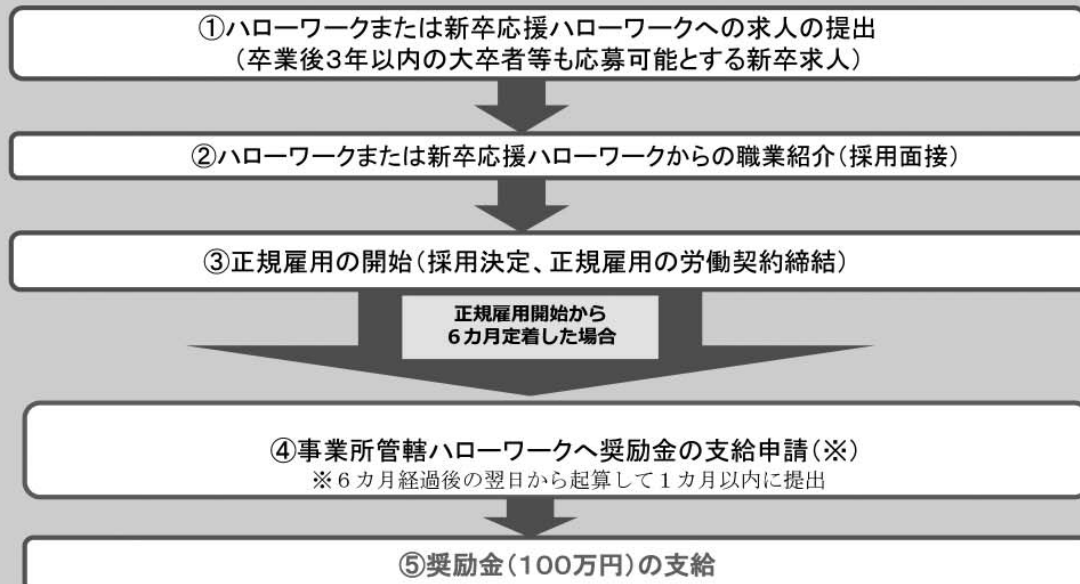
- ※ 奨励金の支給は、雇用保険適用事業所単位で1事業所あたり1回限りとなります。

（注）新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

支給対象事業主となる要件

1. 雇用保険の適用事業主であること
2. ハローワークまたは新卒応援ハローワークに奨励金対象となる大卒等求人（および一般求人）を提出していること
3. ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介により対象者を正規雇用として雇い入れ、引き続き6カ月以上雇用保険被保険者として雇用する事業主であること
4. 雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日から奨励金の支給申請書を提出する日までの間に、事業所で雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合により解雇等したことがないこと
5. 雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日から奨励金の支給申請書を提出する日までの間において、特定受給資格者となる離職理由で離職した者が3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと
6. 対象者が、雇用開始日の前日から起算して過去1年間に関連会社等に雇用されており、新たに雇い入れられたものとして奨励金を支給するのは適当でないと判断されることがないこと
7. 奨励金の支給決定等に必要な労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等）を整備・保管していること
8. 雇用開始日以降の対象者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払っていること
9. ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介時点と異なる条件で対象者を雇い入れ、その対象者に対して労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、その対象者から求人条件が異なることについて申出があった事業主でないこと
10. 奨励金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度において、労働保険料の未納がないこと
11. 不正行為により他の奨励金および雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られていないこと
12. 雇用開始日の前日から起算して過去3年間に、対象者を雇用したことがないこと
13. 労働関係法令を順守し、適正な雇用管理を行っていることと認められる事業主であること
14. ハローワークまたは新卒応援ハローワークから対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約している事業主ではないこと

奨励金支給の流れ



※ 申請期限を一日でも過ぎると、奨励金を受給することができなくなりますので、十分ご注意下さい。

ご利用にあたっては、必ず事前に都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。（奨励金の支給にはその他にも一定の要件があります）



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・
新卒応援ハローワーク

卒業後も就職活動を継続中の
新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)を
有期雇用で育成し、正規雇用する事業主の方を支援します！

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用(原則3カ月)で雇用し、その後、正規雇用に移行させる事業主の方に奨励金を支給します。

有期雇用期間(原則3カ月):対象者1人につき月額10万円、
有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ:対象者1人につき50万円

※ 当奨励金は、平成23年度までの時限措置です。

支給対象事業主

既卒者トライアル雇用求人ハローワークまたは新卒応援ハローワーク(注)に提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3カ月間の有期雇用として雇入れ、その後正規雇用で雇い入れた事業主。

- ※ 「既卒者トライアル雇用求人」とは、高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の方を対象に、その後の正規雇用を視野に入れた3カ月以内の有期雇用契約を行う求人です。
- ※ 「正規雇用する場合」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者(ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く)として雇用する場合」を指します。

奨励金対象者の条件

以下のいずれにも該当し、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが必要であると公共職業安定所長が認める者。

- 平成21年3月以降の新規学卒者(※)で就職先が未決定の者で、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行っている者(平成23年度の新規学卒者については、卒業日の翌日以降に本制度を利用できます)。
※ 中学校、高校、高専、大学(大学院、短大を含む)、専修学校等の新規学卒者が対象です。
- 卒業後安定した職業に就いた経験がない者(1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない者)。
- 雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者。

奨励金支給額

- 有期雇用期間(原則3カ月)・・・対象者1人につき月額10万円(最大30万円)
- 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・対象者1人につき50万円
(正規雇用から3カ月定着した場合に支給)

※ 有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

(注) 新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

支給対象事業主となる要件

1. ハローワークまたは新卒応援ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介により対象者を雇い入れた事業主
2. ハローワークまたは新卒応援ハローワークから既卒者トライアル雇用対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約していないこと
3. 雇用保険の適用事業の事業主であること
4. 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6カ月前の日から奨励金の支給申請書を提出する日までの間に、事業所において雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主の都合により解雇等したことがない事業主
5. 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6カ月前の日から奨励金の支給申請書を提出する日までの間に、事業所において特定受給資格となる離職理由で離職した者が3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと
6. 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、既卒者トライアル雇用の対象者を雇用したことがないこと
7. 既卒者トライアル雇用の対象者が、既卒者トライアル雇用開始日の前日から起算して過去1年間に関連会社等に雇用されており、新たに雇い入れられたものとして奨励金を支給するのは適当でないと判断されることがないこと
8. 奨励金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度において、労働保険料の未納がないこと
9. 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して3年前の日から奨励金の支給決定日までの間に、不正行為により他の奨励金および雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金の不支給措置を受けたことがないこと
10. 奨励金の支給決定等に必要な労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等）を整備・保管していること
11. 雇用期間中の対象労働者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払っていること
12. 労働関係法令を順守し、適切な雇用管理を行っていることと認められる事業主であること
13. ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介時点と異なる条件で対象者を雇い入れ、その対象者に対して労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ、その対象者から求人条件が異なることについて申出があった事業主でないこと

3年以内既卒者トライアル雇用実施計画書の記入上の注意点

1. ①、②欄は次により記入してください。
 - (1) 既卒者トライアルを実施する事業所が社・営業所等事業主と異なる場合には、①欄には事業主について記入し、②欄には既卒者トライアル雇用を実施する事業所について記入してください。
 - (2) ②欄の「雇用保険適用事業所番号」欄には、既卒者トライアル雇用を実施する事業所の番号を記入してください。また、企業の他の事業所（本社等）で一括して雇用保険に加入している場合には、当該加入している事業所に係る番号を記入してください。
2. ③欄は対象者の氏名・生年月日及び既卒者トライアル雇用開始日時点の満年齢を記入してください。
3. ④欄は最終学歴に該当する番号に○を付してください。この場合、「1. 大学等卒業者」は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校、専修学校等のことをいいます。
4. ⑤欄は既卒者トライアル雇用の開始日及び終了予定日を記入してください。
5. ⑥欄は紹介状裏面の求人番号を記入してください。
6. ⑦欄は既卒者トライアル雇用期間中に対象者のために実施する指導・研修、正規雇用への移行に有効な措置及び既卒者トライアル雇用を実施する場所を具体的に記入してください。
7. ⑧欄は既卒者トライアル雇用を終了した後、正規雇用に移行するための条件を具体的に記入してください。条件については、「やる気があること」等のように、事業主の主観的な判断によるのではなく、「業務についての当該事業所において基礎的とされる知識を身につけること」、「業務を円滑に遂行できると認められること」等具体的な判断基準を記入してください。
8. ⑨欄は既卒者トライアル雇用期間中の労働条件を記入して下さい。
9. ⑩欄は本計画について、公共職業安定所から問い合わせをする場合の連絡先となる担当者の方について記入してください。
10. ⑪欄は既卒者トライアル雇用を実施した対象者本人の確認欄です。本人が当該計画書の内容を確認し記名押印又は署名するようにしてください。（※対象者が未成年の場合は、保護者等の記名又は署名も必要です。）

フリーターや内定取り消し学生を雇用する事業主の皆さまへ

若年者等正規雇用化特別奨励金の 「トライアル雇用活用型」の対象者を拡充しました!

若年者等正規雇用化特別奨励金とは

「年長フリーターおよび30代後半の不安定就労者」または「採用内定を取り消されて就職先が未定の学生等」を正規雇用した事業主が、その後も引き続き、正規雇用している場合、一定期間ごとに奨励金を支給します。

対象者
1人につき

中小企業は100万円、大企業は50万円

雇用形態と対象者は、以下のとおりです。

トライアル雇用活用型

ハローワークの紹介によりトライアル雇用として雇い入れ、トライアル雇用終了後、引き続き、同一事業所で正規雇用する場合

- ・トライアル雇用開始日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった人

**拡
充**

・**トライアル雇用開始日の満年齢が40歳未満の人**

→これまでは「25歳以上40歳未満」でしたが、年齢の下限をなくします!

※ 平成22年12月1日以降にトライアル雇用を開始した人から適用されます。

直接雇用型

ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により正規雇用する場合

- ・雇い入れ日現在の満年齢が、25歳以上40歳未満の人
- ・雇い入れ日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者、その他、職業経験、技能、知識等の状況から、奨励金の活用が適当であると安定所長が認める人

有期実習型訓練 修了者雇用型

有期実習型訓練修了者〈注1〉を正規雇用する場合

（ただし、すでに雇用している対象短時間等労働者〈注2〉に対して実施した有期実習型訓練の場合、実施事業所において正規雇用に転換したときは、奨励金の対象となりません） ※〈注1・2〉は裏面参照

- ・有期実習型訓練修了後の雇い入れ日（有期実習型訓練を受けさせていた事業主が、その訓練生を正規雇用した場合は、訓練開始日）現在の満年齢が、25歳以上40歳未満の人

内定取り消し雇用型

ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により、採用内定を取り消されて就職先が未定の新規学校卒業者を正規雇用する場合

- ・雇い入れ日現在の満年齢が、40歳未満の人



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

奨励金の支給額

奨励金は、3回に分けて以下の時期に支給されます。

- 第1期 250,000円（中小企業事業主は 500,000円）
正規雇用開始日から6カ月経過後、1カ月以内に申請
- 第2期 125,000円（中小企業事業主は 250,000円）
正規雇用開始日から1年6カ月経過後、1カ月以内に申請
- 第3期 125,000円（中小企業事業主は 250,000円）
正規雇用開始日から2年6カ月経過後、1カ月以内に申請

中小企業事業主とは

中小企業事業主とは、以下の事業主です。

小売業（飲食店を含む）	「常時雇用する従業員数 50人以下」または「資本または出資の額が5千万円以下」
サービス業	「常時雇用する従業員数 100人以下」または「資本または出資の額が5千万円以下」
卸売業	「常時雇用する従業員数 100人以下」または「資本または出資の額が1億円以下」
その他の業種	「常時雇用する従業員数 300人以下」または「資本または出資の額が3億円以下」

正規雇用する場合とは

「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」を指します。

支給対象事業主となる要件

- ① 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- ② 雇入れ対象者を6か月以上継続的に正規雇用する事業主であること。
- ③ 雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から労働局長に対する支給申請日までの間に、事業所で雇用する被保険者を事業主の都合により解雇等をしていないこと。
- ④ 雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から労働局長に対する支給申請日までの間に、特定受給資格者となる離職理由で離職した者が3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと
- ⑤ ハローワークから対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約していないこと等

<注1>

「有期実習型訓練修了者」とは、ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の全課程を修了した人をいいます。

<注2>

「対象短時間等労働者」とは、次のイまたはロのいずれかに該当する人をいいます。

イ：期間の定めのない労働契約を締結していて、1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用されている通常の労働者に比べて短く、かつ、30時間未満の人

ロ：期間の定めのある労働契約を締結している人

奨励金の支給には、この他にも要件がありますので、詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

(22. 12)

協 同 組 合

事業のご案内

割安な集団自動車保険の取り扱いを始めました。

企業・従業員の方での加入でも団体割引適用、他社からの等級継続も可能です。
現行契約との比較、検討をおこない、経費削減にお役立て下さい。

お問合せ窓口・・・A I U保険会社〔安心プラザ〕 0120-19-1135
西日本自動車共済協同組合 0985-51-1333

金 融 事 業

建設工事資金融資制度 【債権譲渡契約】

公共工事を受注・施工中の請負者が発注者から将来受け取る工事請負代金
債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受
けられる制度で、資金調達の円滑化を図れます。

公共工事発注者が承認している、唯一の公的な制度です。

共同購買事業

システム紹介・販売

- 土木積算システム「全建協連積算システム」（全国建設業協同組合連合会）
- 土木積算システム「メビウス」（吉備システム）
- CALS対応 施工管理システム「デキスパート」（建設システム）
- CALS対応 土木システム「武蔵」（福井コンピュータ）

福利厚生事業

団体割引が適用される割安な共済制度、保障内容も充実しています

- ・建設傷害保障制度
- ・土木・建設工事補償制度
- ・第三者賠償補償制度
- ・その他生命共済・医療保障共済制度等
- ・自動車保険制度《A I U保険会社〔安心プラザ〕・西日本自動車共済協同組合》

教育・情報事業

- I T・C A L S・経営セミナー等の開催
- 建設業関連の情報提供等

その他の事業

- 県規格用紙等の販売
- 県工事等の堤銘板（治水・砂防・急傾斜等）の販売

=====

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691 FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp> E-mail info@mk-net.or.jp

債権譲渡契約のご案内

必要書類等				
書 類 名	県、宮崎市、串間市	小林市、えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡契約書及び証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○(要保証人)	○(要保証人)
4. 工事履行報告書及び出来高確認申請書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット！

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。また、借入金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できます。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。特に県、宮崎市、串間市、小林市、えびの市発注工事は「工事履行報告書及び出来高確認申請書」を提出していただくだけで保証人は必要ありません。工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

制度の基本的な仕組み！

○貸付金利は、貸付け金額に応じ、年2.2%～2.85%です。

※ 事務手数料、0.07%～0.15%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超～ 2,000万以下	2,000万超～ 3,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	3,000万超～	1億円超
金 利	2.20%	2.85%	2.85%	2.85%	2.60%	2.50%
事務手数料	0.15%	0.14%	0.13%	0.12%	0.08%	0.07%

融資実行計算式！（県、宮崎市、串間市、延岡市発注工事の適用計算式）

出来高率	違約金は、請負金額の10%
99%以下	$(\text{請負額} \times \text{出来高率} - \text{受領済額} - \text{違約金}) \times 90\% \text{《担保掛目》}$
100%(完成)	$\text{請負額} \times \text{出来高率} \times 90\% \text{《担保掛目》} - \text{受領済額}$

融資実行計算式！（上記以外の国、市町村発注工事の適用計算式）

出来高率	
50%以下	$\text{請負額} \times \text{出来高率} - (\text{請負代金} \times 5/100) - \text{受領済額}$
50%以上	$\text{請負額} \times \text{出来高率} \times 90\% \text{《担保掛目》} - \text{受領済額}$

ホームページでも詳しくご案内致しております。その他ご不明な点等は、お気軽にご相談下さい。

技 士 会

1. 平成24年度1級(学科)・2級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を毎年開催しているところです。

講習会は、財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者には好評をいただいております。

平成24年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備の方をお願いします。

日 程	1 級学科講習 6 日間
	平成24年 5 月16日（水）～ 5 月18日（金）
	平成24年 5 月30日（水）～ 6 月 1 日（金）
	2 級学科講習 6 日間
	平成24年 7 月18日（水）～ 7 月20日（金）
	平成24年 7 月25日（水）～ 7 月27日（金）

場 所 宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号

問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696
または各地区建設業協会

2. 「監理技術者講習会」のお知らせ

平成23年度の「監理技術者講習会」も残り1回となりました。更新時期にきている方は、必ず受講してください。今回は、会場が宮崎県建設会館となっております。

日 程	会 場
平成24年 2 月 8 日（水）	宮 崎 県 建 設 会 館

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

監理技術者とは、

発注者から直接、公共工事を請け負い、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から5年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習会を受講し、講習会修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習会修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。

監理技術者講習会につきましては、国土交通省で議論がなされていますが、現行の建設業法では講習会受講修了証が必要なため、平成24年度も技士会主催の講習会の実施を3回ほど計画しております。

平成24年5月15日（火）、平成24年8月21日（火）、平成24年11月27日（火）

最新の委員会での検討では、「監理技術者になれる技術者が技術者データベース制度創設時に登録する際は、原則として継続教育等を不要とするが、5年程度の一定期間で設ける登録更新の際は継続教育等を必要とする」という案が提出されています。

資格試験を受けず、実務経験で資格を取得した監理技術者は、制度開始の登録時に継続教育の確認をする。ただ、現在、監理技術者講習を修了して監理技術者資格者証を保有する技術者には、一定の経過措置を設ける予定になっています。

3. 継続学習制度（CPDS）について

CPDSの学習ユニットの取得につきましては、12月号で説明したとおりですが、次の表彰を受賞されたかたも10ユニット取得できます。

- ① 連合会が表彰する表彰規定4条の1, 2および5条で技術的な事項による場合
- ② ①以外で国土交通大臣、地方整備局長、知事が工事の優秀なこともしくは施工技術で個人・工事を表彰する場合（工事表彰の場合は、工事の監理技術者・主任技術者）

学習プログラム名称に表彰の賞状名（工事名等）を入れ、表彰状と工事の監理・主任技術者がわかる資料をJCMへ送付（pdfまたはfax）してください。

【必要書類】表彰状、工事カルテ等

建 退 共

1. 次の場合は、建退共宮崎県支部に届出や申請が必要です。

＊いずれの様式も、インターネットでダウンロードできます。検索サイトに【建退共】と入力、“建設業退職金共済事業本部トップページ”を開いて、必要とする様式とその記入例をダウンロードします。

1 会社の所在地、名称、代表者が変わったとき。

○届出の様式は、『共済契約者住所名称（氏名）変更届』（様式第012号）です。

（会社の所在地が他県に変わる場合は、第013号の様式です。）

○必要事項を記入し、宮崎県支部に届け出てください。

○変更内容と添付書類

（変更の内容）

（添付書類）

- ・住所、会社の名称 ～共済契約者証、登記簿など（事実が確認できる書類）
- ・代表者、電話、FAX番号～登記簿など（事実が確認できる書類）

2 加入従業員（被共済者）の氏名、住所が変わったとき。

○届出の様式は、『被共済者氏名等変更届』（様式第018号）です。

○必要事項を記入し、共済手帳を添えて宮崎県支部に届け出てください。

○変更内容と添付書類

（変更の内容）

（添付書類）

- ・氏名、生年月日の訂正～戸籍抄（謄）本、住民票、免許証の写しなど（事実が確認できる書類）
- ・住所 ～添付資料は不要

3 共済契約者証を紛失または棄損したとき。

○申請の様式は、『共済契約者証交付申請書』（様式第014号）です。

○必要事項を記入し、宮崎県支部に再交付を申請してください。

○棄損した場合の届出は、棄損した契約者証を添付してください。

（注）「建設業退職金共済契約者証」は、金融機関の窓口で共済証紙を購入する際に提示する必要がありますので、大切に保管してください。

4 共済手帳を紛失または棄損したとき。

○申請の様式は、『共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書』（様式第017号）です。

○必要事項を記入し、宮崎県支部に再交付を申請してください。

○紛失の場合は、紛失した手帳にどれだけ証紙が貼付されていたのかを確認できませんので、再交付する共済手帳は、前回更新した証紙の貼付実績からの再交付となります。

○棄損した場合の届出は、棄損した共済手帳を添付してください。確認できる証紙の枚数を貼付実績として取り扱います。

お問い合わせは

建設業退職金共済（建退共）宮崎県支部

〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目9番19号 県建設会館（県庁の北側）3F
TEL.0985-20-8867 FAX.0985-20-8889

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（11 月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (10月の状況)
10 月末計	社 3,133	名 47,527	前年度累計	冊 383,187	件 42,893	千円 25,226,016	千円 111,859,531
加 入	3	118	当 月 分	645	95	67,392	65,346
脱 退	69	109	本 年 度 分	5,753	948	739,314	368,516
11 月末計	3,067	47,536	累 計	388,940	43,841	25,965,330	112,228,047

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（11月分）

1. 適 用

（平成23年11月末現在）

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
338 社	3,650	567	4,217

（人）

2. 給 付

裁定状況

（平成23年11月末現在）

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第 1 種 退 職 年 金	5	2,707,700	62	33,702,600
第 2 種 退 職 年 金	13	2,651,200	137	30,501,300
選 択 一 時 金	4	1,944,600	48	33,095,800
脱 退 一 時 金	15	3,065,800	104	18,849,900
遺 族 一 時 金	0	0	5	2,790,000

（円）

（円）

3. 年金経理（保有資産・時価）

（平成23年11月末現在）

信 託 資 産	12,602,504,472 円
合 計	12,602,504,472 円

建 災 防

1. 会員証明書と計画的な有資格者育成について

優良な有資格者等の育成については建設産業の重要な課題でもあり、企業経営においても必要不可欠な事項になっています。

建設産業界を取り巻く経営環境は大変厳しいものがありますが、仮に、無資格運転や作業主任者不在などによって死亡災害等の重大災害を発生させた場合、「企業の存続」が許されない状況になっています。

企業経営が厳しいから全ての経費を削減するのではなく、労働災害を防止するために必要不可欠な安全衛生教育等への投資を惜しみなく行うことは「企業防衛」の観点からも大変重要になっています。

さて、平成26・27年度の「宮崎県入札参加資格審査」においても、前回と同様に当協会支部の会員事業場が当協会支部主催の各種講習会等（平成23年9月～平成25年8月までの間）に2名以上又は同一人が2回以上受講している実績がある場合のみ、当協会支部の「会員証明書」を発行することになります。会員事業者の皆様方におかれましては、今後数年間の退職予定者等を考慮して頂いて、計画的な有資格者育成をお願いします。

2. 平成24年度の各種技能講習の特徴について

会員事業者からの要望により車両系建設機械・高所作業車・不整地運搬車等の運転技能講習を県北地区において延べ11回開催します。

平成24年前半の各種技能講習会予定

開催日	講 習 等 名	開 催 場 所
1月6日 ～7日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
1月12日 ～13日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
1月20日 ～22日	不整地運搬車運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
2月3日 ～5日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
2月16日 ～17日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
2月24日	車両系建設機械（解体用）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
3月12日 ～17日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習【6日間】	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
4月4日	熱中症予防指導員研修	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
4月6日 ～7日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
4月10日 ～11日	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
4月13日 ～15日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1

開催日	講 習 等 名	開 催 場 所
4月17日 ～18日	職長・安全衛生責任者教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
4月20日 ～21日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
4月24日 ～25日	足場の組立て等作業主任者技能講習	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
4月27日	低圧電気取扱い業務特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
5月8日	熱中症予防指導員研修	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
5月11日 ～13日	不整地運搬車運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
5月15日 ～16日	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
5月18日 ～19日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
5月22日 ～23日	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
5月25日 ～27日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
5月29日 ～31日	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
6月5日 ～6日	足場の組立て等作業主任者技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
6月8日	車両系建設機械（解体用）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
6月12日	丸のこ等取扱い作業従事者教育	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
6月15日 ～16日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
6月19日	熱中症予防指導員研修	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
6月22日 ～24日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
6月26日 ～28日	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
7月3日	振動工具取扱い作業従事者安全衛生教育 （チェーンソー除く）	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
7月6日 ～7日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
7月10日 ～11日	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
7月13日	低圧電気取扱い業務特別教育	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
7月18日	ダイオキシン類作業従事者安全衛生特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
7月20日 ～21日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
7月24日 ～25日	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1
7月27日 ～29日	不整地運搬車運転技能講習	延岡地区建設業協会（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
7月31日	足場の組立て等作業主任者能力向上教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎市清武町今泉丙2559-1

火 薬 保 安 協 会

1. 平成23年火薬類事故（速報）

【Ⅰ】 総括表（取扱・種類別一覧表）

（平成23年11月30日現在）

項 目		事故件数		死亡者数		負傷者数	
取 扱	種 類 別	件数	計	人数	計	人数（重－軽）	計
製 造 中	産 業 火 薬	1	2	0	0	0－0	0－1
	煙 火	1		0		0－1	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
消 費 中	産 業 火 薬	2	23	0	0	0－1	2－30
	煙 火	17		0		2－12	
	が ん 具 煙 火	4		0		0－17	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
が ん ろ う 中	産 業 火 薬	0	1	0	0	0－0	1－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	1		0		1－0	
そ の 他 事 故	産 業 火 薬	2	2	0	0	1－1	1－1
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
合 計	産 業 火 薬	5	28	0	0	1－2	4－32
	煙 火	18		0		2－13	
	が ん 具 煙 火	5		0		1－17	

【Ⅱ】 事故一覧（産業火薬の製造中、消費中のみ）

1 製造中

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	6月30日 4：40頃	埼玉県 日高市	0	0-0	C	環境試験室の恒温恒湿槽内で、発煙浮信号（KMA43）9個、火せん（MK25）10個の温度繰り返し試験（-30℃～60℃）を6月14日から6月24日まで実施し、そのまま放置していた。6月30日ごろ、宿直者が環境試験室に設置していた連動型住宅用火災警報器が鳴動したため、現場を確認したところ、環境試験室の換気口から煙が噴出していた。物的被害として、恒温恒湿槽1台、発煙浮信号9個、火せん10個が焼損した。
合 計		1件	0	0-0		

2 消費中

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	2月15日 14：15頃	山形県 大江町	0	0-1	C	罹災者が坑内で爆薬の装てん及び結線作業を終了し、点火位置へ移動しようとしたところ、別の場所で発破作業を行っていた作業員が誤って点火し、罹災者に破片が当たり負傷した。
2	2月28日 11：45頃	山口県 宇部市	0	0-0	C	岩石採取のため発破を行ったところ、発破箇所から約150m（危険区域は100m）、敷地境界から20m離れた他社の敷地に、最大でこぶし大の飛石が落下し、倉庫の屋根、壁を破損し、隣接のガソリンスタンドのコンクリート張り床面に傷ができた。
合 計		2件	0	0-1		

火薬事故 ヒヤリハットじゃすまないぞ 基本に返り安全作業

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（11月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成23年度	568	▲0.7%	10,613	▲20.7%	2,918	0.4%	86,878	▲14.3%
平成22年度	572	6.5%	13,379	▲3.4%	2,905	▲18.1%	101,371	▲10.1%
平成21年度	537	8.5%	13,847	27.8%	3,547	11.7%	112,748	9.9%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

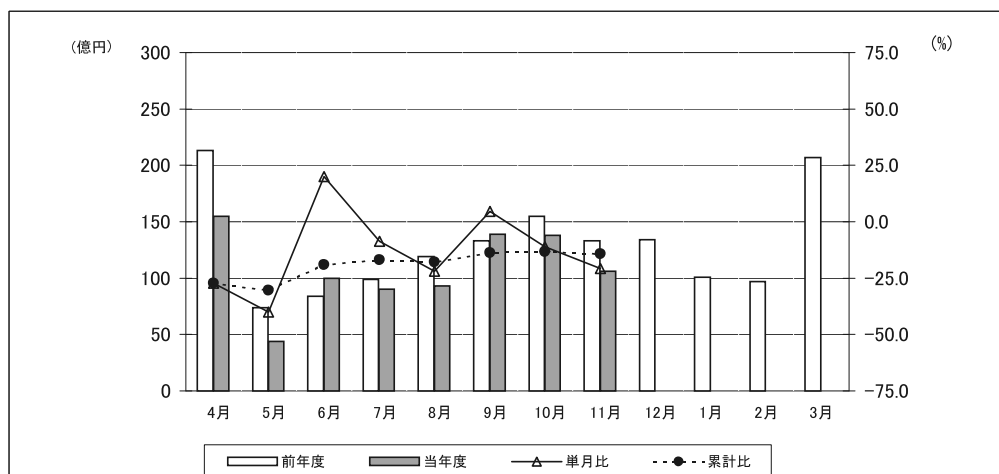
	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増減率	構成比	件 数	請負金額	増減率	構成比
国	24	1,399	▲57.1%	13.2%	227	18,966	▲18.7%	21.8%
独立行政法人等	4	262	189.5%	2.5%	35	10,575	4.0%	12.2%
県	177	4,314	▲19.3%	40.7%	1,035	27,349	▲19.1%	31.5%
市 町 村	357	3,900	▲14.6%	36.7%	1,595	27,198	▲13.2%	31.3%
そ の 他	6	736	531.1%	6.9%	26	2,790	1.4%	3.2%
計	568	10,613	▲20.7%	100.0%	2,918	86,878	▲14.3%	100.0%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増減率	構成比	件 数	請負金額	増減率	構成比
宮 崎	114	2,220	▲19.1%	20.9%	633	19,389	▲9.6%	22.3%
高 岡	20	338	35.6%	3.2%	110	1,696	▲9.7%	1.9%
西 都	38	469	56.7%	4.4%	145	2,890	▲29.2%	3.3%
高 鍋	37	777	▲5.0%	7.3%	162	7,016	▲13.0%	8.1%
日 南	38	644	▲40.2%	6.1%	196	3,658	▲27.0%	4.2%
串 間	15	181	▲35.9%	1.7%	108	1,946	32.3%	2.2%
都 城	77	1,568	25.2%	14.8%	362	8,994	11.5%	10.4%
小 林	41	483	▲54.2%	4.5%	277	5,562	▲52.1%	6.4%
日 向	75	1,747	4.1%	16.5%	382	15,170	2.6%	17.5%
延 岡	58	1,570	▲54.4%	14.8%	307	16,897	▲11.8%	19.5%
西 臼 杵	55	612	29.0%	5.8%	236	3,655	▲37.0%	4.2%
計	568	10,613	▲20.7%	100.0%	2,918	86,878	▲14.3%	100.0%

<月別請負金額（前払保証分）>



2. 中間前金払制度のご案内

～制度採用市町村増加中簡単便利な中間前払金をご活用下さい～

中間前払とは、

当初の40%の前払金に加え、さらに20%の前払金を請求することができる制度です。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、小林市、西都市、串間市、美郷町、高鍋町、三股町、高千穂町、日之影町、都農町、木城町、椎葉村、国土交通省、農林水産省など。

<中間前払のメリット>

1. 簡単な手続きで工事代金を工事途中に回収できます。
2. 一括現金払出OK、前払金払出依頼書も弊社で作成します。
3. 保証料が一律0.065%と格安です。

例1) 保証金額 500万円の場合 保証料は 3200円

例2) 保証金額1000万円の場合 保証料は 6500円

<請求可能時期>

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

<保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書
3. 中間前金払認定調書（通知書）の写し

※ 認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書（申請書）」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者から「中間前金払認定調書（通知書）」が発行されます。

平成23年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成23年11月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率(件数)	増減率(請負金額)
宮崎県	97	5,647,289	3.2%	12.3%
宮崎市	32	1,153,229	14.3%	▲42.2%
都城市	10	626,523	400.0%	2567.1%
延岡市	18	584,933	5.9%	▲25.4%
小林市	3	29,662	50.0%	6.3%
西都市	3	68,827	50.0%	30.3%
美郷町	1	29,274	0.0%	▲64.1%
国土交通省	2	257,250	▲66.7%	▲91.6%
独立行政法人等	4	4,031,685	<	<
その他	3	251,998	▲25.0%	▲87.4%
計	173	12,680,673	10.9%	▲2.8%

試験・研修等のご案内

1. 平成23年度 2級建設業経理士に係る受験準備講座の開催案内

社団法人宮崎県建設業協会

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、従来実施しておりました2級経理士特別研修は18年度をもって終了いたしました。2級の受験準備講座開催要望が多数あり、本年度も下記日時に実施することにいたしましたので、受講希望の方は、ご応募いただきますようお願い申し上げます。

また、申込人数によっては開催できない場合もございますので、予めご了承くださいますよう重ねてお願いいたします。

記

1. 開催日時 平成24年1月23日（月）～25日（水）
2. 開催場所 宮崎県建設会館5階
4. 申込期間 平成23年12月20日（火）～平成24年1月19日（木）まで
5. 申込先 宮崎県建設業協会 FAX 0985-23-6798
6. 申込書 下記概要参照
本会HP

2級建設業経理士受験準備講座 概要

- ① 講座内容 ※講義時間 9:30～16:30

時 間 割	カリキュラム
第1日目	・3級の復習と建設業会計の基礎 ・工事原価の費目別計算と工事間接費の配賦 ・工事原価の部門別計算
第2日目	・主要取引の会計処理 (完成工事高、流動資産、流動負債、固定資産、引当金等)
第3日目	・主要取引の会計処理(株式会社会計、社債等) ・決算と財務諸表 ・本支店会計 ・模擬試験問題集を使用した演習

- ② 受講資格 建設業経理事務士3級合格者および3級有資格者と同等以上の知識を有する者

- ③ 受講料 ・宮崎県建設業協会会員 10,500円（差額協会負担）

- ・非会員 31,500円

※1 上記受講料消費税・テキスト代込

※2 受講料受講日に持参（協会領収書発行）

- ④ 講師 (財)建設業振興基金 2級特別研修 講師経験者

- ⑤ 使用教材

- 1) 建設業概説書 2) 建設業会計講習・自習用テキスト

- 3) 建設業経理検定試験問題集・解答と解説 4) 建設業経理士検定試験 模擬試験問題集

2. 1・2級建設業経理士「登録講習会」の開催について

社団法人宮崎県建設業協会

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、財団法人建設業振興基金が創設・実施している登録建設業経理士講習会について、H20経審改正による自主監査の評価や継続的学習の講習内容、また、1級建設業経理士の受験対策講習にもなることから、本年度、本県においても、下記日時において実施することにいたしました。

つきましては、標記講習会を実施するにあたり、業務ご多忙の中誠に恐縮ではございますが、会員への案内について宜しくお願い申し上げます。

なお、申込書並びに制度概要等につきましては、本会ホームページをご覧ください。

記

	1級建設業経理士登録講習会	2級建設業経理士登録講習会
1. 開催日時	平成24年2月27日(月) 13:30 ~ 17:10	平成24年2月9日(木) 10:00 ~ 16:50
2. 場所	宮崎県建設会館 5階 「会議室」	
3. 対象者	1級建設業経理士合格者	2級建設業経理士合格者
4. 受講料	宮崎県建設業協会員 3,000円(差額 協会負担) 非会員 15,000円	
5. 当事持参	受講料、写真(縦4cm×横3cm:白黒可)	
6. 講習内容	別添参照	
7. 申込先	宮崎県建設業協会 FAX 0985-23-6798	
8. 申込締切	開催日5日前(土日含む)	
9. 申込書	宮崎県建設業協会HPからダウンロード可	

1級 建設業経理士 登録講習会 カリキュラム ◆カリキュラム

時間	内 容
(180分)	講義「監査論と内部統制」 平成20年4月から施行されている改正経営事項審査制度においては、財務諸表の虚偽や誤謬を防止する観点から、会計監査人設置会社、会計参与設置会社に加え、自社の財務諸表についての自主監査を行う企業についての加圧措置が新たに創設されました。 講義では、これらの趣旨を踏まえ、監査とは何か、その目的と役割、実施の手順等につき解説するとともに、建設企業における内部統制とは何か、必要な手続と組織、評価方法、財務諸表チェック等についての解説を行います。 講義「建設企業の経営実務」 企業会計の最新情報等をはじめとして、企業経営に役立つ最新情報についての解説を行います。本講習会においては、主に「工事契約に関する会計基準」についての講義が中心となり、基準の解説と適用に当たってのポイント、導入に係る問題点とその解決、経営戦略上のデータ管理手法等についての解説を行います。
(30分)	終了確認 講習内容を習得されたことを確認します。

(注意事項)

- ・当日は、筆記用具及び計算機をお持ち下さい。

2級 建設業経理士 登録講習会 カリキュラム ◆カリキュラム

時間	内 容
(380分)	1. 登録建設業経理士の業務と担うべき役割 ・現代における企業経営と経理部門の役割、登録建設業経理士の役割 ・適正な会計処理と、財務分析を行うことの必要性 ・経営事項審査における「自主監査」とは何か 2. 建設業の経理実務に必要なとなる、財務諸表論と財務分析の知識 ① 財務諸表論・財務分析概論 ・会計のトライアングル体制/会計基準/企業会計原則/会計基準 ・収益/費用(収益認識、期間費用の処理etc) ・資産/負債/純資産 ・引当金(貸倒引当金、退職給付引当金、工事損失引当金) ・金融商品会計(金銭債権/債務の評価、有価証券の評価) ・リース取引 ・外貨建取引等 ・税効果会計 ・財務諸表作成 (正常営業循環基準/1年基準、営業損益計算/経常損益計算/純損益計算) ・キャッシュ・フロー ・財務分析 ② 問題演習等 ・個別計算問題等 ・決算整理→精算表作成→財務諸表作成→財務分析
(30分)	終了確認 講習内容を習得されたことを確認します。

(注意事項)

- ・当日は、筆記用具及び計算機をお持ち下さい。
- ・昼休みは60分です。また、午前と午後ともに休憩があります。

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加算。

建設共済

法定外労災補償制度

おまかせください!

労災上乘せ補償から、
奨学金まで。

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>